

令和7年8月29日

昇降機検査事業所 各位

一般財団法人 熊本県建築住宅センター

令和7年8月10日からの大雨で被災した昇降機の定期検査報告について
(お知らせ)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、昇降機等の定期検査報告に関しまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年8月10日からの大雨において、熊本県内各所で、多数の昇降機（建築基準法第12条第3項に基づく定期報告が必要であるエレベーター、エスカレーター、段差解消機、いす式階段昇降機及び小荷物専用昇降機）が浸水等の被災を受け、容易に復旧できないものがあることから、4特定行政庁との協議の結果、被災状況に応じた手続きを別添「フロー図」のとおり定めましたので、お知らせします。

つきましては、貴社で保守を行われている昇降機に関して、「一時休止」、「廃止」の対象となる昇降機につきましては、別添の「2025 被災昇降機リスト」により速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、その後の状況の変化が判明した昇降機については、随時ご連絡していただきますとともに、不明な点などありましたら、何なりとご相談ください。

今後とも、定期報告制度の的確な運用につきましては、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当

(一財)熊本県建築住宅センター

安全推進課 昇降機担当

電話番号：096-385-0771

FAX 番号：096-285-6966

E-mail：teiki@bhckuma.or.jp